

糸島市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糸島市契約事務規則（平成22年糸島市規則第60号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、糸島市の電子入札システムにより行う入札（以下「電子入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 電子入札の対象は、一般競争入札又は指名競争入札により本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）

のうち、本市が電子入札で行う旨を入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）で指定した案件（以下「電子入札案件」という。）とする。

2 本市は、電子入札案件について、電子入札システムに案件登録を行うものとする。

3 案件登録情報の内容に錯誤等が認められた場合には、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う。

4 前項の規定により、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う場合は、必要事項を入札参加者に通知する。

(運用時間)

第3条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、糸島市の休日を含める条例（平成22年糸島市条例第3号）第1条第1項に定める市の休日（以下「休日」という。）を除き、次の時間帯とする。

(1) 電子入札システム

発注者 午前8時30分から午後9時まで

入札参加者 午前8時30分から午後8時まで

(2) 入札情報公開システム

発注者 午前8時30分から午後9時まで

入札参加者 午前6時から午後11時まで

2 電子入札に関し、利用方法や障害発生時の対処方法などの問い合わせに一括して対応する窓口のヘルプデスクの運用時間は、休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(電子入札システム利用者)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。

2 特定建設工事共同企業体（以下この項において「特定JV」という。）を対象とする入札案件において電子入札を行う者は、特定JVの代表会社とする。

(利用者登録)

第5条 電子入札を行うものは、事前に本市の電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 前項の利用者登録に用いる電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102

号) 第4条第1項に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行うものが発行する電子的な証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)は、競争入札参加資格者名簿に登載された会社の商号、住所、代表者の名義で取得したものでなくてはならない。

3 電子入札システム利用登録者は、前項のICカードに登録された情報に変更が生じた場合には、速やかに変更後のICカードを再取得し、再度利用者登録を行わなければならない。

4 電子入札システム利用登録者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(入札書等の取扱い)

第6条 発注者は、電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書(様式第1号)が提出され、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、紙入札での参加を認めるものとする。

(1) 代表者、会社の商号又は会社の住所の変更によるICカードの再取得手続き中の場合

(2) ICカードの失効、閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損又は盗難による再発行手続き中の場合

(3) パソコン端末、通信回線等の障害で電子入札に対応できない場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める場合

2 入札参加者は、工事内訳書及び誓約書の入札参加必要書類(以下「入札参加必要書類」という。)の提出を求められた場合については、アドビシステムズ社のアクロバット(PDF作成ツール)により作成し、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、本市が他の作成ツールを指定する場合は、この限りでない。

3 紙入札参加者は、紙入札用入札書(様式第2号。以下「紙入札書」という。)及び入札参加必要書類を封入し、入札公告等記載の入札書受付締切日時(以下「締切日」という。)までに、第7条にて指定する方法で提出しなければならない。

4 紙入札参加者は、紙入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ入力番号(任意の3桁の数字)を記載するものとし、紙入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。

5 入札参加者が入札を辞退する場合は、開札日時までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、辞退届を提出した後は、辞退届の撤回を行うことはできない。

6 電子入札システムからの入札書には押印を要しないものとする。

(紙入札の提出方法)

第7条 紙入札の提出方法は、本市の指定する場所へ持参するものとする。

2 紙入札書及び入札参加必要書類は、次の各号に掲げる事項を記載した封筒に入れ封印し、提出しなければならない。

- (1) 宛先
- (2) 入札案件名
- (3) 入札日
- (4) 差出人の住所、商号又は名称及び代表者名
- (5) 入札書等を在中した旨
- (6) 入札書提出締切日時

3 提出した入札書等の差し替えは認めないものとする。

(開札)

第8条 開札は、入札公告等に記載した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札をした者がいる場合は、発注者は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。

3 入札執行回数は、1回とする。

4 入札参加者がいないときは、当該入札を中止する。

(落札者の決定及び電子くじ)

第9条 電子入札の結果、最低制限価格から予定価格までの範囲内（以下「予定価格等の範囲内」という。）で最低価格による入札を行った者を落札者とする。この場合において、予定価格等の範囲内で最低価格による入札を行った者が2人以上あるときは、電子入札システム上の電子くじによって落札者を決定する。

2 総合評価方式については、予定価格等の範囲内で入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。この場合において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、電子入札システム上の電子くじによって落札者を決定する。

3 電子くじに利用される情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) くじ入力番号 入札書提出時に入力した3桁の数字
- (2) 乱数値 本市が入力した3桁の数字
- (3) 応札順序 入札書がシステムに到達した順序

4 紙入札参加者の応札順序は電子入札による入札参加者の後とし、紙入札参加者が複数ある場合は名簿登載順とする。

5 前3項に基づく電子くじの手続きを行わない場合には、別に本市が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定する。

(入札の無効)

第10条 規則第12条に定めるもののほか、次の第2項及び第3項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

2 電子入札において次の各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重に行った場合
- (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の目的をもってICカードを使用した場合

3 紙入札において次の各号のいずれかに該当するもの。

(1) 第7条に定める方法以外で入札した場合

(2) 封筒及び入札書、入札参加必要書類に入札件名等の必要事項が記載されていない場合

(3) 封筒と入札書、入札参加必要書類の記載内容が一致しない場合

(4) 封筒の貼り合わせ箇所に封印がない場合

(5) 前4号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した場合

(入札結果の公表)

第11条 落札者を決定したときは、速やかに入札参加者及び入札金額並びに落札者及び落札金額を本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するとともに、財政課窓口及び糸島市情報公開コーナーにおいて閲覧に供することにより公表する。

(障害時の対応)

第12条 発注者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因及び復旧の見込み等を調査の上、入札書受付締切日及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の中止等必要な処置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、市ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項各号に該当しない者についても紙入札を認めるものとする。

様式第1号

紙入札方式参加届出書

令和 年 月 日

(宛先) 糸島市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記案件について、糸島市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を届出いたします。

記

1 案件名

2 電子入札での入札参加ができない理由

(1) 電子証明書(ICカード)の取得手続き中(取得申請書の写しを添付してください。)

新規取得

登録内容変更のため再取得

失効、閉塞、破損、盗難のため再取得

(2) その他

パソコン端末、通信回線等の障害(具体的な現象を記入してください。)

その他(具体的に記入してください。)

入札書（紙入札用）

金額 ¥

ただし

箇所

線
筋

福岡県糸島市

件名

工事

電子くじ入力番号

--	--	--

糸島市契約事務規則及び関係書類を承諾の上、入札いたします。

令和 年 月 日

糸島市長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

備考

電子くじ入力番号欄は、任意の3桁の数字「000～999」の範囲の数字を記載してください。
なお、電子くじ番号欄の記載がない場合は、くじ番号は「000」として取り扱うものとします。

課税

※消費税に係る事業者であることを申し出ます。

免税